

広島県農業会議第6回常任会議員会議議事録

1. 開催日時 平成21年9月18日(金) 午後1時30分から2時45分

2. 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3. 出席会議員(16人)

1番 渡辺眞作	2番 梶原安行	4番 林 武彦
5番 重光照久	6番 近廣多郎	7番 槇原勝正
8番 大元活男	9番 石田文雄	11番 中原輝雄
12番 福本正彦	14番 小泉俊雄	15番 高橋敬明
16番 山口泰治	17番 安井裕典	18番 滝口季彦

4. 欠席会議員(4人)

3番 佐々木信幸	10番 中谷憲登	13番 卜部百合子
20番 西岡恒治		

5. 議 事

第1号議案	農地法第4条第3項の規定による諮問について
第2号議案	農地法第5条第3項の規定による諮問について

6. 報告事項

(1)平成22年度 農林水産予算概算要求の概要について
(2)平成21年度全国農業委員会会長代表者集会の開催について

7. 県及び市町農業委員会職員

県農業経営課	主査	吉長光一郎
〃	主任専門員	長嶺 孝
〃	主任主事	平野 恵子
広島市農業委員会	主査	今村好司
呉市農業委員会	係長	上原二郎
三原市農業委員会	次長	北山静美
尾道市農業委員会	係長	中野勝史
福山市農業委員会	次長	平田純雄
東広島市農業委員会	局長補佐	森住 雅文
〃	係長	山本剛三

8. 農業会議事務局職員

事務局長	木原政弘
次長	江上正一
主任	平山太郎

9. 議事内容

- 事務局 ただ今から、平成21年度第6回常任会議員会議を開会いたします。開会にあたり、会長が、御挨拶を申し上げます。
- 会 長 (あいさつ)
- 事務局 ありがとうございました。
会議に入ります前に、常任会議員に移動がございましたので、ご報告いたします。
8月より欠員となっておりました全国共済農業協同組合連合会より、8月28日付けで推薦のあった、同連合会広島県本部長である、●●氏が常任会議員とられました。
ここで、●●常任会議員からご挨拶をいただきます。
- 会議員 (あいさつ)
- 事務局 ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。
事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございませんので、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。
会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。
会長よろしく申し上げます。それでは、私が議長を務めさせていただきます。
- 議 長 本日の出席会議員数を報告いたします。
常任会議員総数20人、うち本日の出席は16人です。
出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。議事録署名者を、私の方から指名いたします。
9番●●会議員、15番●●会議員をお願いいたします。
これより審議に入ります。今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。
- 事務局 (議案4ページから13ページについて説明)
- 議 長 ただ今の、説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言なし)
- 議 長 それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を、議題にいたします。関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。
それでは、東広島市農業委員会からお願いします。
- 農業委 東広島市農業委員会 (資料1の5ページ、1～4, 6について説明)

員会

議長 以上で、説明が終わりました。ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて42件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議長 ご質問がないので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員 異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

つづいて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、三原市農業委員会からお願いします。

関係農業委員会 三原市農業委員会 (資料1の6ページ、1について説明)
尾道市農業委員会 (資料1の7・8ページ、1～14について説明)
福山市農業委員会 (資料1の9ページ、1・2について説明)
東広島市農業委員会 (資料1の10ページ、1・3～6について説明)

議長 以上で、説明が終わりました。ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法5条の規定に基づき尾道市農業委員会及び東広島市農業委員会から諮問があり、先ほど両農業委員会より説明のありました転用案件について、尾道市の案件を、●●常任会議員と府中市農業委員会の●●会長に、東広島市の案件を●●常任会議員と、竹原市農業委員会の●●会長に、9月10日、地元農業委員会会長及び事務局立ち会いのもと、現地調査を行っていただきました。

その調査報告を、●●常任会議員さんと、●●常任会議員さんからお願いいたします。まず、尾道市の案件につきまして、●●常任会議員さんからお願いいたします。

●● (資料4にて報告)

会議員 失礼します。資料1の7ページの案件ですが、9月10日に、私と府中市農業委員会加戸会議員とで調査にまいりました。調査案件は、尾道市●●の田の49筆、8343㎡、第3種農地で、申請人は●●(株)代表取締役●●ほか15名より申請のあった物流センターへの転用計画でございます。現地において尾道市農業委員会より説明を受けた後、調査を行いました。申請地は尾道市の東部に位置し、福山市との市境の市街化調整区域で、四方を水田、水路、県道、市道に囲まれ、国道2号線松永道路の西藤インターチェンジ北側に接する農地であります。平坦な地形で、一部には水稻、路地野菜が作付けされ

ておりましたが、ほとんどの農地が耕作されていない状況でございました。周辺にも遊休地が点在しておりました。

転用理由ですが、転用事業者である●●(株)は、中四国地方を中心に貨物自動車による冷凍、チルド食品等の物流を主体とした事業展開を行っている企業で、この度、事業拡大を図るため、県東部の尾道地区に新たな物流拠点施設を建設しようとするのでございます。

申請地は、市街化調整区域内で、東西に国道2号線松永バイパス及び山陽自動車道、南北に西瀬戸自動車道及び主要地方線の福山尾道線が通っている交通の便に優れた場所でございます。さらに、将来は中国横断自動車道尾道松江線の開通も見込まれ、更なる交通拠点となることが想定される場所であり、物流拠点施設を建設するには最適な立地条件の場所であると思われました。

転用計画の妥当性としては、市街化調整区域内で道路網の発達が進む地域にある第3種農地であり、転用理由、土地の選定、転用計画とも妥当と思われました。周辺農地に悪影響が生じる恐れはないと認められました。

他方令の状況は、里道用途廃止、水路用途廃止とも許可見込みとのことでした。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。 続きまして、東広島市の案件につきまして、●●常任会議員さんからお願いいたします。

●●
会議員

(資料4にて報告)

資料1の10ページの3・4番の●●からの申請についての現地調査の報告をいたします。9月10日に、調査員として竹原市農業委員会の●●会長と私、東広島市から●●会長、●●副会長、農業委員会事務局が参加しました。申請地は、田9筆、畑6筆、合計15筆の7491㎡の第2種農地です。転用目的は建売住宅への転用です。申請地の状況ですが、東広島市の東部にあるJR山陽本線白市駅の南西400mに位置し、三方を山林に囲まれた農地です。現地は、道路から谷の奥を見ましたら左側が竹林、右側が雑木林となっており、日照量もあまりなく、周りの農地は遊休化している状況でした。

転用理由は、申請人である●●は、三原市に本社を置く建設業者で、この度、当初の計画者である●●の経営基盤の弱体化により、事業を引き継ぎ、新たに調整池用地を拡大したうえで、建売住宅として販売しようとするものです。●●が平成12年12月28日に農地法第5条の許可を得ている農地です。それを●●が引き継ぎを受け、今回申請したものです。

申請地の申請理由ですが、市街化調整区域内で、山陽本線白市駅が近距離にあり、山陽自動車道河内インターチェンジへも主要地方線東広島本郷忠海線を通じて5kmの交通の便の良いところです。

転用目的の妥当性ですが、市街化調整区域内の交通の便の良く、遊休化が進んでいる第2種農地ですが、以前に転用許可された農地をその転用目的どおり有効利用するため、申請されたものであり、土地の選定、転用理由、転用計画とも止むをえないものと認められました。周辺農地に悪影響が生じる恐れもないと認められました。

当初の事業計画の変更についても「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する

事務処理について」による承認基準の全てに該当して妥当と認められております。

他方令の状況ですが、都市計画法第29条による開発許可及び宅地造成等規制法については、既に平成19年11月に許可済みであり、今回地位継承承認申請が提出され、担当部局より承認見込みとの判断が得られています。現地調査を実施いたしまして現地を確認したところ、農地としては日照量も少なく良い土地ではないですが、駅に近いこともあり交通の便の良いところで、このまま遊休化かしておくよりは良いと思いました。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて84件の諮問を受けております。これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議長 ご質問がないようなので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員 異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨を、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。 それでは、続きまして報告事項に移ります。県及び農業委員会職員の方々には、お時間がございましたら引き続きお聞きいただければと思います。

なお、次回の常任会議員会議は10月16日金曜日の午後1時30分から、当「土地改良会館」で、開催いたします。

それでは、報告事項といたしまして、「平成22年度 農林水産予算概算要求の概要について」を、事務局から説明します。

事務局 (議案14ページから21について説明)

議長 ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、続きまして、12月3日、東京の九段会館で行われます「平成21年度全国農業委員会会長代表者集会」の概要につきまして、事務局より説明いたします。

事務局 (議案22ページ～25ページについて説明)

議長 ただ今の説明につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言なし)

議 長

そのほか質疑がないようですので以上で報告事項を終わります。

なお、当初、協議事項として予定しておりました「平成22年度県農業・農村施策に対する提案」につきましては、内容整理の都合上、次回の当会議で協議させていただくことといたしました。その経緯につきまして、事務局から説明いたします。

事務局

(これまでの経緯について説明)

議 長

ただ今、説明いたしました趣旨をご理解いただき、ご了承いただきますようお願いいたします。

本日の情報交換でございますが、農業委員会における情報提供・共有化の状況について、1号会議員にお残りいただき、引き続き意見交換会を行いますので、よろしくお願いたします。それでは、次回の情報交換について、事務局からご説明いたします。

事務局

(次回テーマ「耕作放棄地再生利用緊急対策の実施状況について」を提案する)

議 長

次回テーマについて、皆様のご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議 長

質疑が無いようでございますので、来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いします。

(発言なし)

議 長

最後に、次回の常任会議員会議は、10月16日 金曜日 午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたしますので、ご出席についてよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。会議員の方々には、大変ご苦勞さまでした。

14:45 【終了】